

人事行政の運営等の状況の公表

平成 24 年度における本市の人事行政の運営等の状況について、鹿角市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 7 号）第 4 条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 25 年 11 月 26 日

鹿角市長 児 玉 一

1 任免及び職員数の状況等

(1) 平成 24 年度実施職員採用試験による採用者数（単位：人）

試験区分		計
一般事務職	上 級	2
	初 級	1
専 門 職	建 築	1
	保健師	3
	学芸員	2

(2) 平成 24 年度職種別事由別退職者数 (単位：人)

職 種	定年退職	勧奨退職	その他				計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	その他	
一般行政職	3	1	3	0	0	1	8
技能労務職	1	0	0	0	0	0	1
計	4	1	3	0	0	1	9

(3) 職員数の状況（各年度 4 月 1 日現在） (単位：人)

部 門	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成 24 年	平成 25 年		
一般行政部門	議会	5	5	0
	総務	77	69	△8 国体事務局廃止
	税務	15	14	△1 事務の統廃合縮小
	民生	30	35	5 在職派遣職員増
	衛生	11	11	0
	労働	2	1	△1 事務の統廃合縮小
	農林水産	28	28	0
	商工	16	16	0
	土木	19	19	0
	小計	203	198	△5
教育部門		29	33	4 文化の杜交流館開設室設置
公営企業等 会計部門	水道	7	7	0
	下水道	4	4	0
	その他	15	15	0
	小計	26	26	0
合計		258	257	△1

※1 職員数は一般職（教育長を含む）の職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時の任用職員を除きます。

※2 公営企業等会計部門のその他とは、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業のことをいいます。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況

(平成 24 年度決算統計より)

住民基本台帳人口 (H25. 3. 31)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	23 年度の 人件費率
人 34,177	千円 19,140,330	千円 1,925,650	% 10.1	% 11.3

※ 人件費には、一般職、特別職の職員に対する給与、報酬のほか、健康保険、退職手当の負担金を含みます。

(2) 職員給与費の状況

(平成 25 年度一般会計当初予算)

区分	給与費				職員 1 人当たりの給与費
	給料	期末・勤勉手当	その他の手当	計	
予算額	千円 813,623	千円 285,656	千円 174,759	千円 1,274,038	5,398 千円
構成比	63.9%	22.4%	13.7%	100%	

※ その他の手当は、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、宿直手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、児童手当等の各種手当で、退職手当を含みません。

(3) 平均給料月額等

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢
鹿角市	284,415 円	327,980 円	37.8 歳	304,800 円	367,750 円	58.1 歳
国	304,944 円 (329,917) 円	372,906 円 (401,789) 円	42.8 歳	270,465 円 (285,300) 円	307,506 円 (323,181) 円	49.7 歳

※1 給与とは、給料の他に支給されている扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を加えたものをいいます。

※2 国の数値は、現在公表されている平成 24 年 4 月 1 日現在のものです。また、「平均給料月額」及び「平均給与月額」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(4) 初任給の状況・経験年数別の平均給料月額

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	初任給	経験年数別平均給料月額		
		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
鹿角市	大学卒	172,200 円	255,279 円	313,331 円
	高校卒	140,100 円	218,985 円	264,328 円
国	大学卒	163,987 円 (172,200) 円	262,820 円 (284,194) 円	310,514 円 (337,093) 円
	高校卒	133,418 円 (140,100) 円	222,151 円 (235,755) 円	265,866 円 (287,686) 円

※ 経験年数別区分平均給料月額欄の国の中の数値は、現在公表されている平成 24 年 4 月 1 日現在のものです。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	合計
標準的職務内容	部長 次長	課長	主幹	副主幹	主査	主任	主事	
職員数	9 人	22 人	12 人	22 人	45 人	44 人	42 人	196 人
構成比	4.6%	11.2%	6.1%	11.2%	23.0%	22.4%	21.4%	100.0%

(6)諸手当の状況（一般職）

①期末・勤勉手当 (平成 24 年度)

区分		期末手当	勤勉手当
支給割合	6月支給	1.225 月分	0.675 月分
	12月支給	1.375 月分	0.675 月分
	合 計	2.6 月分	1.35 月分
加算措置の状況		職務の級に応じ 5~15%の加算	

②退職手当 (平成 24 年度)

区分	退職事由	
	自己都合	勧奨・定年
支給割合	勤続 20 年	23.50 月分
	勤続 25 年	33.50 月分
	勤続 30 年	41.50 月分
	勤続 35 年	47.50 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
勧奨退職時特別昇給	なし	なし
1人当たり平均支給額	10,948 千円	25,112 千円

③時間外勤務手当

区分	平成 23 年度	平成 24 年度
支給総額	44,823 千円	48,195 千円
職員 1 人当たり支給年額	167 千円	225 千円

④特殊勤務手当 (平成 24 年度)

ア 支給状況

支給総額	273,600 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	9.7%
支給職員 1 人当たり平均支給年額	10,944 円

イ 手当の種類 (平成 23 年度)

手当の種類	支給額
(1)伝染病防疫作業に従事	1 日につき 300 円
(2)精神衛生業務に従事	1 日につき 300 円
(3)行旅病人、行旅死亡人取扱に従事	1 日につき 3,000 円
(4)家畜伝染病防疫作業に従事	1 日につき 300 円
(5)社会福祉業務に従事	1 日につき 300 円
(6)保健師活動に従事	1 日につき 300 円
(7)用地交渉に従事	1 日につき 300 円
(8)徴収事務に従事	1 日につき 300 円
(9)簡易水道施設の緊急作業等に従事	
・勤務時間外の緊急作業に従事	1 回につき 300 円
・塩素滅菌装置の取扱に従事	1 日につき 300 円
(10)水道事業（公営企業）に従事	
・水道料金等徴収事務に従事	1 日につき 300 円
・勤務時間外の緊急作業に従事	1 回につき 300 円
・塩素滅菌装置の取扱に従事	1 日につき 300 円

⑤扶養・通勤・住居手当 (平成 24 年度)

手当名	区分	支給額
扶養手当	配偶者	13,000 円
	配偶者以外	6,500 円
	配偶者のない職員の扶養親族 1 人目	11,000 円
	16 歳から 22 歳の扶養親族 1 人につき	5,000 円加算
通勤手当	交通機関利用	支給限度額 55,000 円
	交通用具使用者	支給限度額 24,500 円
住居手当	借家・借間	支給限度額 27,000 円

(7)特別職の報酬等の状況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分		給料(報酬)月額	期末手当	退職手当
給 料	市長	822,000 円	6 月期 1.425 月分 12 月期 1.525 月分 計 2.95 月分	給料月額 × 勤続月数 × 47/100
	副市長	652,000 円		給料月額 × 勤続月数 × 28/100
報 酬	議長	401,000 円		
	副議長	362,000 円		
	議員	342,000 円		

3 勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

一週間の正規 の勤務時間	勤務時間		休憩時間
	始業	終業	
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2)休暇の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

①休暇制度の概要

ア 休暇の種類

種類	内容(日数等)	備考
年次有給休暇	1 年に 20 日 (新規採用の年は採用月に応じて定められた日数) 与えられる。残日数 (20 日限度) は翌年に繰り越すことができる。	有給
療養休暇	結核性疾患により長期の療養をする必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (1 年を超えない範囲内で医師が必要と認めた期間)	有給
組合休暇	登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合 (1 年につき 30 日以内)	無給
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (90 日)	有給
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 (主な特別休暇は下記のとおり)	
ボランティア	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるとき (年 5 日以内)	有給
結婚	職員が結婚する場合 (5 日以内)	有給
出産	女性職員が出産する場合 (産前 6 週間及び産後 8 週間)	有給
配偶者出産	妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合 (2 日以内)	有給

男性職員の育児参加	職員の妻が出産する場合、出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過するまでの期間、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められるとき（当該期間内5日以内）	有給
子の看護等	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるとき（子が2人以上の場合は10日）取得できる	有給
服忌	親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当であると認められるとき（親族区分により定める日数。最高で10日以内）	有給
夏季	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合（3日以内）	有給
短期介護	介護等を行う場合、1年につき5日（対象が2人以上の場合は10日）取得できる	有給
介護休暇	配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。（介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間）	無給

イ 育児休業等

種類	内容
育児休業制度	3歳に満たない子を養育するために、その子が3歳に達する日まで休業できる制度
育児短時間勤務制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子がその始期に達するまでの間、常時勤務を要する職を占めたまま、一定の勤務形態により職員が希望する日又は時間帯において勤務可能
部分休業制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を越えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことができる制度

ウ 自己啓発等休業

種類	内容
自己啓発休業	公務に関する能力の向上に資すると認められるとき、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため3年を超えない範囲内において休業できる制度

4 分限及び懲戒の状況

（1）平成24年度分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績が良くない場合や、疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として、その職員の意に反して行う処分（降任・免職・休職・降給）のことです。

（単位：件（）は人数）

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 平成 24 年度懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、その職員に対し道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分（戒告・減給・停職・免職）のことを行います。

(単位：件)

行為区分	戒告	減給	停職	免職	計
一般服務違反	0	0	0	0	0
一般非行	0	0	0	0	0
道路交通法違反	3	0	0	0	3
監督責任	0	0	0	0	0
計	3	0	0	0	3

5 職員の服務の状況

(1) 平成 24 年年次休暇の取得状況

(単位：日)

対象人数 A	総付与日数 B	総使用日数 C	使用率(%) D(C/B*100)	1人当たり 平均使用日数 E(C/A)
238	9,090	2,526	27.79	10.61

※ 平成 24 年 12 月 31 日現在在職職員（長期休職者、派遣職員は除きます。）の状況。

休暇集計期間は平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日まで。

(2) 平成 24 年度育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(単位：人)

育児休業（女性）			育児休業（男性）			部分休業 取得者数	介護休暇 取得者数
取得可能者数	取得者数	取得率(%)	取得可能者数	取得者数	取得率(%)		
7	6	85.7	8	0	0	0	0

※1 育児休業「取得可能者数」とは、平成 24 年度に新たに育児休業が取得可能となった職員の数をいいます。

2 各欄における「取得者数」とは、平成 24 年度に新たに休業及び休暇を取得した者の数をいいます。

6 研修の状況

(1) 平成 24 年度に実施した研修の状況

(単位：人)

区分	受講者数
集合研修	新規採用職員研修
	職階別研修（主査級）
	職階別研修（主幹・副主幹級）
	管理職研修（課長級）
	管理職研修（課長級以上）
	庶務担当者研修
派遣研修	秋田県
	自治大学校
	東北自治研修所
	市町村職員中央研修所
	秋田県自治研修所
	秋田県市長会
	その他
その他研修	e-ラーニング研修

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の制度の概要 (平成 24 年度)

制度名	項目・内容
厚生制度	(鹿角市が実施) ・定期健康診断、各種検診の実施、人間ドック助成等
共済制度	(秋田県市町村職員共済組合が実施) ・短期給付事業（保健給付、災害給付等） ・長期給付事業（退職共済年金、障害共済年金の支給等） ・福祉事業（人間ドック助成、契約保養所利用助成、貸付事業等）
公務災害補償制度	(地方公務員災害補償基金が実施) ・公務上、通勤途上の負傷、疾病に対する療養補償、休業補償等

① 健康診断等の受診状況 (単位: 人)

区分	受診者数
定期健康診断	317
人間ドック	59
胃部検診	33
子宮ガン検診	34
乳ガン検診	38

② 公務災害の発生状況 (平成 24 年度)

(単位: 件)

区分	申請	認定	不認定	継続審議
		認定	不認定	継続審議
公務災害	3	3	0	0
通勤災害	0	0	0	0

(2) 職員からの措置要求・不服申し立ての状況 (平成 24 年度)

職員は、給与その他の勤務条件に関して、使用者である地方公共団体の当局が適当な措置を執るべきことについての要求を、またその意に反して懲戒処分等、不利益な処分を受けたと思うときは、その処分についての不服申立てを公平委員会に対してすることができますとなっています。

なお、鹿角市では公平委員会の事務を秋田県人事委員会に委託しており、平成 24 年度における業務の状況について下記のとおり報告を受けております。

① 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位: 件)

前年度からの継続審査事案件数	平成 24 年度中新規要求事案件数	審査終結事案件数	翌年度継続審査事案件数
0	0	0	0

② 不利益処分に関する不服申し立ての状況

(単位: 件)

前年度からの継続審査事案件数	平成 24 年度中新規要求事案件数	審査終結事案件数	翌年度継続審査事案件数
0	0	0	0